

新たに住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯となる皆さまへ

令和6年度 木島平村住民税非課税世帯等 給付金のご案内

- 令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯または住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、**1世帯あたり10万円**を支給します。
- また、対象世帯のうち、18歳以下（平成18年4月2日以降生まれ）の児童がいる世帯に対し、**児童1人あたり5万円**を追加給付します。
- 給付金を受給するためには手続きが必要です。同封の確認書（または申請書）を令和6年10月31日（必着）までに提出してください。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円
児童1人あたり5万円

給付金の支給時期

村が確認書を受理した日から約
1か月後を目安に口座振込

支給対象

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

基準日(令和6年6月3日)に木島平村に住民票の登録がある方で
令和6年度 **新たに「住民税非課税」**となった世帯
または **「住民税均等割のみ課税」**となった世帯



木島平村から**確認書**が届きます**(要返送)**

(令和6年6月3日時点で木島平村に住民登録があり、課税状況等から対象と見込まれる世帯に対し、「確認書」が送付されます。)

【手続等、詳しくは裏面へ】

※ただし、次に該当する世帯は**支給対象外**となります。

- ・ 令和5年度に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（7万円追加）または物価高騰対応重点支援給付金（10万円）の支給対象となった世帯
- ・ 令和5年度以降に、他の自治体で同様の低所得世帯向けの給付金の支給対象となった世帯
- ・ 世帯全員が住民税課税者の扶養になっている世帯

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください

給付金の支給手続き

【確認書が届く世帯】

～令和6年度住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯で

給付対象と見込まれる世帯に送付～

内容を確認・記載のうえ、返信用封筒で返送してください。

【確認事項】

- ・住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯でないこと…注1
- ・世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと
- ・給付金の振込口座

【留意事項】

- ・世帯主名義で集合税等の引落口座として登録されている以外の口座や、世帯主名義以外の口座を受取口座として希望する場合は、確認書類の添付が必要です。

【申請書が届く世帯】

～世帯に令和6年1月2日以降転入した方がいる場合など～

申請書に必要事項を記入して確認書類と一緒に民生課健康福祉係に直接または郵送でご提出ください。

世帯の中に未申告者がいる場合、給付金は受給できません。

【確認書類として準備いただきたいもの】

- ・申請者となる世帯主の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）の写し
- ・受取口座を確認できる書類（通帳やキャッシュカード）の写し
- ・令和6年1月1日時点でお住いの市町村が発行する「令和6年度住民税非課税証明書」の写し

確認書・申請書の提出期限: 令和6年10月31日(木)

注1…ここでいう「扶養」とは、税法上の扶養控除のことを指します。

例えば、親（課税）に扶養されている大学生（非課税）の単身世帯や、子（課税）に扶養されている高齢の親の世帯（非課税）、単身赴任している夫（課税）に扶養されている妻子（非課税）のみの世帯などは対象外となります。

なお、この給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」により、所得税等の課税及び差し押さえの対象とはなりません。



住民税非課税世帯等に対する給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、木島平村役場や最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ先 木島平村 民生課 健康福祉係 0269-82-3111 (内線124)